

令和5年度（2023年度）人吉・球磨地域共同寄宿舍給食業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

人吉・球磨地域共同寄宿舍内の調理施設を利用して、生徒に対する食事を調理・提供・配送を行い、生活する高校生の利便性を図ることを目的とする。

2 業務内容及び契約方法等

(1) 業務の名称

令和5年度（2023年度）人吉・球磨地域共同寄宿舍給食業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「令和5年度（2023年度）人吉・球磨地域共同寄宿舍給食業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
※ただし、委託業務開始に伴う準備期間を考慮し、受託業者は委託業者と協議のうえ、令和5年（2023年）5月31日までに業務を開始するものとする。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 朝食・昼食・夕食ごとに実数を乗じた単価契約とする。

(6) 業務に係る公募型プロポーザルの実施及び契約担当部局

熊本県立人吉高等学校 事務室（担当者 岡本）

住 所 人吉市北泉田町350番地

電 話 0966-22-2261

FAX 0966-22-5211

メール okamoto-s-db@pref.kumamoto.lg.jp

3 契約額の目安

本業務の参考業務規模（上限額）は、12,910,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、給食の実食数により異なることを申し添える。

4 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の（1）から（5）までに定める条件のすべてを満たすこと。

(1) 熊本県管理調達課が所管する物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿「給食業務」で登載されている者（指名停止の期間中でないこと）又は過去2年間において本業務と同種同等の契約実績を有する者

(2) 消費税及び地方消費税、並びに熊本県税に未納がないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、裁判所からの当該申し立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 参加申込等

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 役員の一覧表（別記第7号様式）
- ウ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- エ 事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））
- オ 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※ただし、熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する者は、ウ、エ、オの提出は必要ありません。

(2) 提出部数

各書類とも正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限

令和5年（2023年）2月3日（金）正午必着

6 本業務に係る業務内容の説明

令和5年（2023年）1月27日（金）まで随時行います。

(1) 場 所 熊本県立人吉高等学校 事務室

(2) 申込方法 担当者へ電話連絡のうえ日時を決定します。

7 質問及び回答

本業務に係る公募型プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年（2023年）2月3日（木）正午まで

(2) 受付方法

質問・回答書（様式3）の質問欄に内容を簡潔に記入のうえ、2（6）に記載する担当宛に電子メールで提出すること。

（3）最終回答日

令和5年（2023年）2月6日（月）

（4）回答方法

上記期限までに提出のあった者のみ回答することとし、電子メールにより随時行う。ただし、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を各参加者に知らせます。

8 企画提案書等の提出

令和5年（2023年）2月3日までに参加申込を受け付けた者には、企画提案書等の提出、プレゼンテーション及び審査会の日程を知らせます。

（1）提出書類

- ア 提案書、計画書（様式4、5）
- イ 参考見積書（様式6）
- ウ 参考見積内訳書（様式6-2）
- エ その他企画提案に必要な資料（任意）

（2）提出部数

12部（ただし、参考見積書及び参考見積内訳書は正本11部、副本1部）

（3）提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は書留郵便とする。

（4）提出期限

参加申込者があった者にお知らせします。

（5）プレゼンテーション及び審査会

参加申込者があった者にお知らせします。場所は熊本県立人吉高等学校を予定しています。

9 受託候補事業者の選定

業者選定にあたっては、提出された企画提案書及びプレゼンテーションを経て、人吉・球磨地域共同寄宿舍給食業務委託業者選定委員会において審査のうえ、最高評価を得た者を受託候補事業者として選定する。

10 審査について

（1）視点

提出書類を基に以下の観点で審査する。

- ア 会社情報及び業務実績について
- イ 給食業務実施に関する提案
 - A 献立及び栄養管理について

- B 従業員管理（募集方法含む）について
- C 食材管理（食材の調達）について
- D 配送方法について
- E 本業務を受託した場合の業務実施管理体制について
- F 特記すべき提案事項について

(2) 手順

- ア 審査委員の評定合計点が最も高い提案を行った者を受託候補者として決定する。ただし、審査委員の評定合計点が総得点の5割以下の場合は選定を行わない。
- イ 提案書の提出が1事業者のみであっても、審査委員が審査を行い評点をつけ、候補者に適しているか否かの審査を行うものとする。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果については、参加者全員に対し、選定、又は非選定の別と順位を速やかに通知する。
- イ 非選定事業者には、選定されなかった理由を通知内容に追記する。

11 契約について

(1) 契約交渉

審査の結果、受託候補者として決定した事業者と本業務の契約交渉を行う。その際、受託候補者は本契約に係る見積書を提出する。開札後、予定価格の範囲内で有効な見積を行った者を契約の相手方と決定する。

なお、下記のいずれかに該当し、その事業者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ア 「4 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- イ 契約交渉が成立しないとき、又は受託業者が本契約の締結を辞退したとき。
- ウ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- エ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約の締結期限

契約の相手方決定の日から起算して10日を経過した日

(4) 落札者からの契約締結の申出期限

契約の相手方決定の日から起算して5日を経過した日

(5) 契約保証金

免除する。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加事業者の負担とする。

- (2) 給食業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることを内容とする業務計画を提案することはできない。
- (3) 提案者は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当まで連絡して指示を仰ぐこと。
- (7) 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。

13 本件に関する照会・書類の提出先

- 2 (6) に記載する担当部局